

平成20年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報  
 (第4四半期：平成21年1月～3月契約分)

<p>1 監査対象機関 北海道森林管理局及び各森林管理署等</p> <p>2 監査方法 書類監査</p>	
<p>3 監査の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか</li> <li>・法令の適用、解釈が適切か、</li> <li>・少額随意契約を厳正に実施しているか</li> <li>・意図的に契約を分割して少額随契としていないか</li> <li>・その他問題点はないか</li> </ul>	
<p>4 監査結果の概要</p> <p>(1) 総括的評価              随意契約件数については、昨年同期間（1月～3月）と比較して、減少傾向にある。              物品購入は、局集中調達に間に合わない場合でも、署においても入札を実施しており、入札及び契約手続きの改善に関する具体的取組の効果であると思慮。</p> <p>(2) 具体的内容              少額随意契約は全契約件数の約20%を占めている。              契約に当たっては、2者以上から見積書を徴収し実施しており、特段の問題はないと思慮。              また、随意契約（競争不許）については、特殊カラスプレー、書籍（直販）、宿舎におけるガス管工事等、相手方が一者に限定される契約であり、いずれの契約についてもやむを得ないものと思慮。              なお、随意契約（不落）は、3署でテレビ設置工事、除雪、解体工事において、入札が不調であったことから不落随契を実施したものであり、特段の問題はないものと思慮。</p>	
<p>事項別評価</p>	<p>指導状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか                  局調達とされている物品については、一括調達されている。局集中調達に間に合わない物品についても、極力取りまとめ署においても入札により調達を行う努力が認められた。</li> <li>・法令の適用、解釈が適切か                  対象期間（1月～3月）における契約については、概ね指導が徹底されている。</li> <li>・少額随契を厳正に実施しているか                  契約の内容を確認したところ、事業実行上やむを得ないものであった。</li> <li>・意図的に契約を分割して少額随契としていないか                  意図的と思われる案件は見受けられない。</li> <li>・その他問題点はないか                  特になし</li> </ul>	<p>可能な限り計画的発注に努めるよう指導</p>